

総務常任委員会

1 開 議 令和2年3月13日（金） 午前10時00分

2 場 所 委員会室3

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第14号 大田原市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための
固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

日程第2 議案第15号 大田原市男女共同参画を推進する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第16号 大田原市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定につい
て

日程第4 議案第17号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第18号 大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

日程第6 議案第19号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第20号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等
の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

総務常任委員会名簿

委員長	高瀬重嗣	出席
副委員長	引地達雄	出席
委員	大塚正義	出席
	前田則隆	出席
	星雅人	出席
	中川雅之	出席
	前野良三	出席

当局	総合政策部長	櫻岡賢治	出席
	政策推進課長	塚原三郎	出席
	総務課長	渡邊和栄	出席
	財務部長	後藤厚志	出席
	税務課長	山下部恵美子	出席

事務局	宇津野豊	出席
-----	------	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（高瀬重嗣君） 開会前ではありますが、傍聴の申出がありました。大田原市議会委員会条例第19条の規定に基づき、これを許可いたします。

ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより総務常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットのとおりであります。

当局の出席者は、櫻岡総合政策部長、後藤財務部長、渡邊総務課長、塚原政策推進課長及び山下部税務課長です。

◎議案第14号 大田原市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣君） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第14号 大田原市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきまして、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

後藤財務部長。

○財務部長（後藤厚志君） 議案第14号大田原市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定につきましては、地域未来投資促進法第25条に規定する固定資産税の課税免除を行うために制定するものでございます。

詳細につきましては、税務課長からご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣君） 山下部税務課長。

○税務課長（山下部恵美子君） それでは、11ページを御覧ください。議案書補助資料を御覧ください。

初めに、条例の趣旨でございますが、この条例は地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、通称地域未来投資促進法第25条に規定する固定資産税の課税免除を行うために制定するものであります。

法律の趣旨といたしまして、地域の特性を生かして高い付加価値を作り出し、地域で伸び行く成長分野への促進を図るとともに、地域経済に波及効果の高い地域経済牽引事業計画を承認し、その計画に自治体が支援していこうとするものでございます。既に国の基本方針に沿う形で栃木県及び県内市町で策定した栃木県基本計画は、平成29年9月29日に承認されております。この条例の制定により固定資産税が軽減されることで、承認地域経済牽引事業の実施が促進され、地域経済の発展につながるようになります。

なお、課税免除した固定資産税の4分の3につきましては、交付税の基準財政収入額から控除されることとなります。

それでは、9ページにお戻りいただきまして、大田原市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例を御覧ください。第1条は条例制定の趣旨でありまして、地域未来投資促進法第13条第4項または第7項に規定する承認地域経済牽引事業者に対し、固定資産税の課税免除を行うため、必要な事項を定めるというものであります。令和2年度対象となる民間事業者は、2事業者を見込んでおります。

第2条第1項は課税免除の対象となる施設について規定するもので、栃木県基本計画による促進区域内において地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして国が確認した承認地域経済牽引事業のための施設のうち、総務省令で規定した対象施設の用に供する一定の家屋、構築物、土地について固定資産税を課税免除できることについて規定しております。省令第2条に規定する対象施設としましては、事業に供する家屋、構築物、土地の取得額の合計が1億円を超えるものとなっております。

同じく第2条第2項は、課税を免除する期間について規定しております。対象施設を事業の用に供した日以後最初の1月1日を賦課期日とする年度以降3年度分を免除すると規定しております。

第3条は課税免除の申請を規定しております。課税の免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならないと規定しております。

第4条は課税免除の取消しの規定でありまして、市税滞納や偽りその他不正な手段により課税免除を受けた場合には、課税の免除を取り消すことができることについて規定しております。

第5条は課税免除の取消しの規定でありまして、合併等により課税の免除を受けた者に変更が生じた場合に、対象施設において事業が継承される場合には、課税免除を継続することができるものと規定するものでございます。

10ページに移りまして、第6条は委任について規定しております。この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとするものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和2年度分の固定資産税から適用すると規定するものであります。

以上で議案第14号 大田原市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についての説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

星委員。

○委員（星 雅人君） これ3年間の免除ということで、2、3、4年ということになるかと思うのですが、トータルでどれぐらいの額になると試算しているかということをお教えいただければと思います。

○委員長（高瀬重嗣君） 税務課長。

○税務課長（山下部恵美子君） こちらにつきましては賦課の額ですので、まだ算出はされておられません。

それとともに、今回の議決を経まして、その後企業のほうから減免申請が出てまいりましてから算出しますので、金額については控えさせていただきます。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかに質疑はございませんか。

中川委員。

○委員（中川雅之君） 今回のこの牽引事業ということで、まず県のほうの計画の中でその市を同じその県

と県内の市で共同でという形で事業を策定した部分と、あと鹿沼市は単独でその牽引事業を提出したりとかしていますよね。そういう部分というのは、例えばその今回の固定資産の免除というか、それはその県内の市でも同じような形でその条例に従って今議会というか、3月議会のほうでこの内容で同じような固定資産税の減免というか、その辺を提出しているのか、その辺。

○委員長（高瀬重嗣君） 税務課長。

○税務課長（山下部恵美子君） ただいまのご質問にお答えいたします。

県内で課税免除の条例を制定している市町村は、ほかに市では那須烏山市、それと日光市が制定しております。ただ、実際に課税免除されている市町については、県内ではないとお聞きしております。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） 中川委員。

○委員（中川雅之君） 今大田原市が今議会で決定すれば、大田原市と那須烏山市と日光市のその3つだけがその課税免除という形の条例を制定するという形でよろしいですか。

○委員長（高瀬重嗣君） 税務課長。

○税務課長（山下部恵美子君） ほかに町のほうでも制定されているところはあると思うのですが、実際にこの未来投資促進法の25条のこの承認を受けている事業所のみが課税免除の対象となりますので、かなり規模の大きい企業さんでないと、この免除が受けられないということになってくると思われまして、ほかの市町村で制定してはおりますけれども、実際には免除規定はありますけれども、該当するかどうかはちょっと把握しておりません。

○委員長（高瀬重嗣君） 中川委員。

○委員（中川雅之君） そうしますと、その企業という形なのですけれども、県内で今81ぐらい多分企業が承認されているというか、認定されている部分があるのですが、例えばその大田原市のように、本社が東京にあってとか、そういう場合の本社が認定されている場合というのは、子会社というか、そういう部分の認定というのはどういうふうな形で考えられるものか、その辺を。

○委員長（高瀬重嗣君） 税務課長。

○税務課長（山下部恵美子君） 確かに本社のほうでこの事業については申請を出して承認を受けている状態ですが、今回のプロジェクト、具体的に言ってしまうと分かってしまうのですが、大田原市内に工場なり会社なりを設立した場合のそちらの対象物についてですので、実際の申請自体は、課税免除の申請は本社のほうの名前で出てくると思われまして、協議自体はこちらの地元の企業さんというか、子会社さんのほうを通してやることになります。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

意見があればお願いいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 意見がないようですので、それでは採決いたします。

議案第14号について、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(高瀬重嗣君) 異議なしと認めます。

よって、議案第14号 大田原市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第15号 大田原市男女共同参画を推進する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長(高瀬重嗣君) 次に、日程第2、議案第15号 大田原市男女共同参画を推進する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

櫻岡総合政策部長。

○総合政策部長(櫻岡賢治君) 議案第15号 大田原市男女共同参画を推進する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書14ページ、議案書補助資料を御覧ください。改正理由としましては、本条例に規定する大田原市総合計画、平成29年度から令和8年度のプラン名称の変更等に伴い、関係部分を改正するものでございます。

詳細につきましては、政策推進課長より説明させますので、よろしく願いいたします。

○委員長(高瀬重嗣君) 塚原政策推進課長。

○政策推進課長(塚原三郎君) それでは、新旧対照表によりご説明を申し上げますので、15ページをお開きください。

本条例前文中、新大田原レインボープランの「住む人が輝き 来る人がやすらぐ 幸せ度の高いまち」を大田原市総合計画に改めます。

16ページに移りまして、第11条中、見出しを含みまして附属機関の表記につきまして、こざとへんをつけた附属機関に改めます。

議案書13ページに戻りまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する旨規定するものでございます。

以上で議案第15号の説明を終わります。

○委員長(高瀬重嗣君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(高瀬重嗣君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

意見があればお願いをいたします。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(高瀬重嗣君) 意見がないようですので、それでは採決いたします。

議案第15号について、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(高瀬重嗣君) 異議なしと認めます。

よって、議案第15号 大田原市男女共同参画を推進する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第16号 大田原市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長(高瀬重嗣君) 次に、日程第3、議案第16号 大田原市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長(櫻岡賢治君) 議案第16号 大田原市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書19ページ、議案書補助資料を御覧ください。改正の理由といたしましては、本条例に規定するサービスの宣誓については、任命権者の面前において宣誓書に署名することと規定されております。令和2年4月1日より制度が開始されます会計年度任用職員においても、同様のサービスが課されますが、任用のたびに任命権者の前で宣誓書の署名を行うことは困難であることから、例外規定を設けるため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしく願いいたします。

○委員長(高瀬重嗣君) 渡邊総務課長。

○総務課長(渡邊和栄君) それでは、新旧対照表によりご説明いたしますので、20ページを御覧ください。

第2条第2項を新設しまして、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は別段の定めをすることができることと規定いたします。

18ページにお戻りいただきまして、附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行する旨規定いたします。

以上で議案第16号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長(高瀬重嗣君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

星委員。

○委員(星 雅人君) この最初の任命権者の前でということが厳しいということで、宣誓書の署名自体は行うのか、そこをどういう手続で行うのかということをお伺いしたいと思います。

○委員長(高瀬重嗣君) 総務課長。

○総務課長(渡邊和栄君) 宣誓書は署名していただきまして、それを所属課長、そちらのほうで宣誓を行ってもらうわけですが、そちらのほうに提出という形になります。

○委員長(高瀬重嗣君) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長（高瀬重嗣君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
意見があればお願いいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 意見がないようですので、採決をいたします。
議案第16号について、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号 大田原市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第17号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣君） 次に、日程第4、議案第17号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。
総合政策部長。

○総合政策部長（櫻岡賢治君） 議案第17号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書23ページ、議案書補助資料を御覧ください。改正理由としましては、令和2年4月1日から当分の間、市長、副市長、教育長の給与を20%減額するため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細については、総務課長よりご説明差し上げますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） それでは、新旧対照表によりご説明いたしますので、24ページを御覧ください。

附則第12項としまして、令和2年4月1日から当分の間、第2条の適用については、同条第1号中、97万円とあるのは77万6,000円、同条第2号中、76万円とあるのは60万8,000円、同条第3号中、68万5,000円とあるのは54万8,000円とする旨追加規定いたします。

議案書22ページにお戻りいただきまして、附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行する旨規定いたします。

以上で議案第17号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

星委員。

○委員（星 雅人君） まず、それぞれの年間の削減額としてどれぐらいの削減にどうか、実際市長たちからすればもらう額が減るわけですが、どれぐらいの額が削減になるというふうに試算していますか。

○委員長（高瀬重嗣君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） 失礼しました。市長が97万円から77万6,000円となりますので、それから副市長が2人おります、60万8,000円、教育長が54万8,000円ということで、合わせまして月額で63万5,000円、こ

れが12カ月ということになりますので、762万円という形になります。

また、給料月額が減額となりますので、それに伴いまして期末手当、6月、12月に支給されます期末手当のほうも減額になります。4名合わせまして308万5,000円。それから、共済費といいまして、共済組合のほうに支払いをします負担金のほうが1,112万5,000円ということで、合計で2,183万円、こちらが減額となります。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） 星委員。

○委員（星 雅人君） ありがとうございます。当分の間にした理由と、この時期をちゃんと定めていない理由と、どういう状況になったらこの当分の間を解除するというふうに内部のほうで話がなされているのかということをお伺いしたいと思います。

○委員長（高瀬重嗣君） 総合政策部長。

○総合政策部長（櫻岡賢治君） 本会議でも市長がそれとなく話をされていると思うのですが、やっぱり財政状況が芳しくないというか、という状況がありまして、今回の単独補助金、市民の皆様に出している単独補助金についても20%程度の削減をお願いしたというのがございますので、ある程度財政状況が、収支のバランスというのですか、そういったものがある程度取れるようになってくるまでの間は、市長等はそのまま20%の減額を続けられるのだらうというふうに思われますので、財政状況がある程度変わってこない限りにおいては、当分の間このまま続くのかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） 星委員。

○委員（星 雅人君） そうすると、その財政状況がこのままであるということは、その任期を超えて続いてしまう可能性があって、そのときにこの額が適切かどうかということが継続されてしまうということになるとは思うのです。そのときに、今回報酬審議会ですか、減額になるのでかけていないということだと思うのですが、それは時期を決めていないケース、今回当分の間ということで、何もしなければこのまま続いてしまうということに関して、その時期を終えるタイミングを例えば任期の終わりとか、そういうところに決めるということをしなくてよかったのかということをちょっとお伺いしたいのですけれども。

○委員長（高瀬重嗣君） 総合政策部長。

○総合政策部長（櫻岡賢治君） 行政は続いていく限り、例えばその前任者の、市長が前任者の市長さんが次の市長さんになったときに、新たになった方がどういった施策をするかというのは、その方の判断による部分があるのだと思うのです。ですから、市長としては当分の間ということになりますけれども、次の市長さんがどのように考えるかということで、今回あくまでも附則ですから、附則の改正を行うということとはあり得る話だと思うのです。

例に挙げていいのかよく分かりませんが、今の市長が公約として退職金は要らないのだということで、退職金ゼロということのマニフェストにして当選された。その結果、ゼロにはならなかったけれども、附則の改正によって給与を1円にした結果、退職金が十数万円だったという部分がございますので、そのときの新たになる市長さんが考えた上で附則の改正というのはあるのかなというふうには思いますけれども。

ども、財政状況がそのときにどうなっているかということが分からないので、何とも言えないという部分はございます。

以上でございます。

(何事か言う人あり)

○委員長(高瀬重嗣君) 総合政策部長。

○総合政策部長(櫻岡賢治君) 要はその本則を変えるわけではなくて、附則によって整合させているわけですから、附則の改正をすれば本則に戻るというだけのものだというふうに判断しております。

以上です。

○委員長(高瀬重嗣君) よろしいですか。

質疑はございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(高瀬重嗣君) ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

意見があればお願いします。

前野委員。

○委員(前野良三君) 朝日新聞の2月22日付の新聞報道によりますと、市長以下四役の報酬2割カット、それから部課長の管理職手当10%カット、これはそれでいい、今手続している状態の話でよろしいかと思うのですが、そこに加えて非常勤特別職と議員も20%程度の削減があると記されているのです。あれの情報って、意見だからそのままなのでしょうけれども、答えを求めてはいけないうちかもしれないですけども、あれどこから流れたものなのでしょう。これちょっと記事、今日持ってきていないのですけれども、後で調べてもらえますか。朝日新聞なのです。朝日新聞の多分析木版みたいところかな。県北版みたいな。そんな感じ。そんなことがあったものですから、ちょっと後でもしあれだったら見てみてください。多分記者会見か何かで出た以外は、作文はしないと思うのだよね。ただ、記者会見でそういうことを言わないように、非常勤特別職って幅広いでしょう。議員だけだったら21名ですけども、非常勤特別職って相当幅広い、あれかなと思う。ちょっと気になったものですから、すみません。

○委員長(高瀬重嗣君) ほかに意見はございませんか。

(何事か言う人あり)

○委員長(高瀬重嗣君) 自由討議。どうでしょうかね。よろしいですか。

星委員、どうぞ。

○委員(星 雅人君) ちょっと皆さんと考えたいのは、これらやはりその終わりが決まっていて、自分の責任において任期中とか1年というくくりでここまでというふうにして決めてということであれば、その責任の範囲と削減の額も含めて分かるのです。

でも、その先の財政状況が分からない中で、このような、思いだけをつくって、またそれは永年残ってしまう。これは、また附則にもつけたら、これを変えるのに政治的なりソースを伴うものだと思うのです、ある意味で。というのは、下げるということに対しては民意を得られますけれども、上げるということに対しては、民意を得るのは難しいということがあると思うので、それを考えると、やはり今の市長の責任というものが及ぶ範囲においてのみ、この削減をやったほうがいいのかというふうに私は考える

のですけれども、皆さん何か考えがありましたらお伺いできればと思います。

○委員長（高瀬重嗣君） どうでしょうか。

中川委員。

○委員（中川雅之君） 先ほど星委員のほうからそういうお話もございました。私のほうも、なぜその報酬審議会という、以前もいろんなその削減に対して、多分議会のほうでもいろんな質問も出てというような形なのですが、その任期中のうちに、やはりこういうものはきちんとした形で戻すのだったら戻すという形で、やっぱりきちんと区切りをつけておかないと。また、やっぱり先ほど星委員が言ったように、残して次にという、またそこがやっぱりおかしくなってしまう部分があるから、当分の間にしてもやっぱりきちんと市長の任期中だったら任期中のうちにある程度審議会を経て報酬を上げるなり戻すなりという形でやったほうが、私はきちんとその区切りがあっていいのではないかなと思う。

また、もう一つは副市長、市長等という形でやっぱり条例がなされているので、そうすると例えばその市長だけが最終的にある程度財政がよくなってきてという場合には、でもまだ少し足りないといった場合には市長だけ、あとは副市長と教育長は元に戻しましょうとか、やっぱりそういう考えもどんどん出てくる部分があるのかなと思うので、その辺も含めてやっぱりきちんとした形で考えていかななくてはならないのかなと思いますので、この辺も何か考えなくてはならないのかなとは思っています。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかの委員の皆様は。

大塚委員。

○委員（大塚正義君） その期限につきましてなのですが、逆に今度条例を制定、条例の附則で加えるということで、その期限がなくてもそれらは条例的には問題ないことになるのですか。条例としてこれをつくっていくときに、その期限がない、当分の間という濁した言い方のそれで条例を、附則であろうとそれが効力が発するので、そこどころがどうなのかなというところがあるのですが。

○委員長（高瀬重嗣君） 自由討議だからこうなのだよ。

○委員（大塚正義君） そこがちょっと心配なのですが。

○委員長（高瀬重嗣君） 星委員。

○委員（星 雅人君） そっちが問題があるかどうかということですが、法的には問題がないから、多分出してきているという認識ではあるのですけれども、これは変えない限りは固定化されるということで、やはり大田原市長としてふさわしい給与として固定されてしまう可能性があるということで、報酬審議会をかける減額でも当分の間というようなものとかだったらかけるべきなのではないかというような意図で私は話をしたので。

なので、仮にこれをこのまま条文として通すのであれば、議会としても市長の任期が終わったときに、これを議会として改正を戻しましょうというふうな意思とか、ある程度そういう方向性だけでもここで決められれば、議会の意思としてですよ、それはこっちが議会が責めを負うというか、議会としてこういうふうな任期の終わりには戻しましょう、一旦。また、本当にその市長が下げる、新しい任期になったときに、誰がなるか分かりません。津久井さんがなるかもしれないし、ほかの人がなるかもしれないですけれども、そのときにまた改めて削減をしてくださいと、やるのであれば。ということで、こっちでその附則を消しますよというような議会が責任を持ってやるみたいなことをここである程度確認みたいなことがで

きると、先のことを見通して納得して賛成ができるかなというような気持ちでは私のほうではあるところ
なのです。皆さんも一応ちょっとお考え聞ければ。

○委員長（高瀬重嗣君） 引地委員。

○副委員長（引地達雄君） 2年間で切ってしまうと、1年とか1年半で戻ったときは戻せないのよね、
これ。

（「そうですね」と言う人あり）

○副委員長（引地達雄君） だから、こういう条文になっているのだけれども。

○委員長（高瀬重嗣君） 星委員。

○委員（星 雅人君） ということは……

（「1年で戻れば」と言う人あり）

○委員（星 雅人君） なるほど。戻したいということですね。

それでいうと、途中の段階で市長が戻すということに関しては、やっていただいても構わないと思うの
です。財政状況がよくなったので、1年だけにして戻しますということに関しては、それは任期の中でや
っていただくので構わないですけれども、その最終的に変わらなかった場合、一旦その任期の終わり、市
長の任期の終わりの段階で議会として戻すような案を出すとか、そういうことをして一旦リセットする
ということをやると、一番いいのかなと思って。

でも、今回これを変えると、またちょっと手続が煩雑になるので、ある程度それは議会のほうが
これを通すという上において、こういうふうに今後戻らなくても2年後ぐらいには戻しましょうかとい
うことで話を何となく合意形成みたいなのができていれば、非常に賛成しやすいのかなというふうに思
っているところなのです。

（何事か言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 前田委員、どうぞ。

○委員（前田則隆君） そういう議会でそういうのはあまり拘束するというのはあり得ないですよと思
います。

○委員長（高瀬重嗣君） 星委員。

○委員（星 雅人君） 議会で拘束ではないので、あくまで合意形成みたいなことで、ここで議事録もそれ
でいいのではないかということになれば残りますし、その判断がちょっと難しいということであれば、こ
のままそういうこともしないで、取りあえずいつか戻すというのを完全に執行部に任せると判断もあ
ると思うのです。まず、そのどっちかということはある程度合意形成しておけば、やるときにもまたそ
の2年後に我々でやりましょうというときに、あのときにああ話したしねというふうになるのかなと。そ
こは戻すということに関しては、議会がそれを選んで戻すということになるので、またそこでも確かに何
で戻すのだという声とかが出てきてしまうと思うのです。でも、この本文にない以上は、それはやっぱ
り誰かがやらなければいけないというときに、ある程度そこまで見越さなければいけないのかなとい
うふうに思っているところなのですけれども。

○委員長（高瀬重嗣君） 前野委員。

○委員（前野良三君） それを今回仮に決めようとするときに、最終日、18日がもうタイムリミットなので、

そういうこと。例えば記述するとすれば、可能なわけ、どういうものですか。今議会でそれを星委員のお話を取り入れるとしたらば、本議会での制定というのはどうなのですか。

○委員長（高瀬重嗣君） どうします。このまま……

（何事か言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 引地委員。

○副委員長（引地達雄君） 2年間たって、例えば新しい市長になったとき変えられるのだから、決めなかったっていいからこうなっていると思うのだよ。新しい市長が変えられるって。同じ市長でも変えられる。

○委員長（高瀬重嗣君） 星委員。

○委員（星 雅人君） 附則なので、厳密に言えばそれを削除するということは、新しい市長がやれるかもしれないのですけれども、その上げるというのは正しいのかどうかということを今度そっちの新しい任期の人に問われてしまうという責任になると思うのです。それを避けたほうがいいのではないかと。

今回の減額に関しても、大田原市長として望ましい給料というものを本当に考えるのであれば、報酬審議会にかけて、この額が望ましいですという合意形成をするのですけれども、そうではなくて、今回はあくまで政治的判断として自分の補助金とか減額もあったので、下げますということにおいて言うならば、やはり自分の任期を超えてやるということになってしまわないようにしたいという思いなのです。もちろんそれはその後次の人がどう判断するかは別として、その前の段階で一旦リセットとか、元の状況に戻しておくということをやりたいということで、先ほど前野委員がおっしゃってくれたのは、多分その実際もう条文の中にそれを入れてしまうことができるのかということだと思うのですけれども、当分の間を市長の任期の最終日に置くだけで、多分法的な手続の改正は簡単なもので、議会としてそういう修正案を出すということは結構簡単にできるのかなというふうには思います。

すごくいろんなところの移動とかが予算とかになると複雑だと思うのですけれども、これはその任期の最後の日付だけを多分決めればいいので、煩雑ではないというふうに私のほうでは判断しているところです。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかに意見はございませんか。

星委員。

○委員（星 雅人君） なので、一番いいのは、本当はここの中で変えて、任期中までというふうにしてしまうのが一番いいとは思っているのです。でも、それがちょっと難しいのであれば、その合意形成をしておいて、議会の中で戻すようなふうにしましょうかという合意形成をすれば、本文とかいじらないで通してもいいのかなというふうに思っているところなのですけれども、そのどっちかの方向に行けないかなというふうには思っているところなのです。

○委員長（高瀬重嗣君） 中川委員。

○委員（中川雅之君） こういう形で委員会のほうでやはり協議した結果、意見としてやっぱりこういう意見が出たのだよという形で、あとはやっぱり執行部のほうとか、市長のほうでやっぱりそれを判断してもらおうという形だけでいいのではないかなとは思っています。それを強くある程度意見としてやっぱり市長なりに提出するのだけれども、そういう形で私はいいいのかなという、意見として通すという形。

○委員長（高瀬重嗣君） 前野委員。

○委員（前野良三君） せっかく出た話だから、それを意見ではなくて、決められるものであれば、その任期を超えてはいけないとか、任期内とするとか、限るとかって、いろいろあれはあると思うのです、言葉のあれは。ただ、今言うように、そうすれば自動的に次期から復活するわけだから、そういう方法の決め方って以前でも何かありましたよね。いつまでとすると。期限付かな、逆に言えば。

（何事か言う人あり）

○委員（前野良三君） ただ、2年後について、前の部長の説明でもあったかと思うのですけれども、財政状況ってあまりよくなる可能性ってないのだよね。逆に言えば悪くなって金をいっぱい使うことが、災害とかそういうもので出ることになっても、降って湧くようなお話ってないでしょう、今。景気が好転するようなあれはないわけだから、逆に今度2年後にどうしてやるのだといったときに、あのとき財政事情が許せばと言ったのではないか。あのときから許したのか、それではと言われるとんなので、できれば今回そういうあれは落としをつくっておいたほうがいいのかなど、あれが間に合うのであれば。説明するのは結構大変ですから。そうすれば、そういうふうにつくってくれとはまさか言い出した人は言えないです。そんなことは言えないです。それで、私らも減給しますよと、ほかの3人は埴輪になっているわけですから、ですから埴輪の方だって、そうすれば胸をなで下ろすのでしょうか。そのときに全員いなくなるわけでもないし。

○委員長（高瀬重嗣君） 大塚委員。

○委員（大塚正義君） 先ほどの議長のお話にありますように、1つには時限立法と俗に言われる、そういうものでただし書を入れておくか、この条文はこのままで、一番最後にただし、2年もしくは何月何日まで、そこで失効する。そのときにもう一回この条文を、多分この委員会、2年後、この総務委員会は任期的には皆さんは2年……

（「1年」と言う人あり）

○委員（大塚正義君） 1年、そうすると次の方たちが審議するというような。

（何事か言う人あり）

○委員（大塚正義君） もしやるのでしたらば、このまんまの条文で最後にただし書を入れておくかというのも。時限立法として何年の何月までというような。

（何事か言う人あり）

○委員（前野良三君） かといって、次の議会でこの話をもう一回蒸し返してやると、何だと、そういう作戦が何か誰かに言われたのではないかとかなんとかとなるので、それで決定する我々も、次回だとちょっときついと思うのです。次回の議会でできないことはないと思いますけれども、ただ今議会でそれがかなうものであればそのほうが良いなど。

○委員長（高瀬重嗣君） このままでもいいのではないかという委員の方はいらっしゃいませんか。

（発言する人なし）

○委員長（高瀬重嗣君） 一旦暫時休憩を入れまして、ちょっと調整しましょうか。

暫時休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前11時06分 再開

○委員長（高瀬重嗣君） 会議を再開いたします。

◎議案第18号 大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣君） 次に、日程第5、議案第18号 大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（櫻岡賢治君） 議案第18号 大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書27ページ、議案書補助資料を御覧ください。改正理由としましては、本条例別表第1に規定する特別休暇のうち、父母等の追悼に係る休暇については、1日の範囲内の期間に加えて、遠隔地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数を対象としておりました。しかし、国家公務員においては、この往復日数が認められておらず、国との均衡を図ることから当該規定を削除するため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細については、総務課長より説明させます。

○委員長（高瀬重嗣君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） それでは、新旧対照表によりご説明いたしますので、28ページを御覧ください。

別表第1の17の項の休暇を与える期間のうち、遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数を削除いたします。

議案書26ページにお戻りいただきまして、附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行する旨規定いたします。

以上で議案第18号の説明を終わります。よろしくお願ひします。

○委員長（高瀬重嗣君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

意見があればお願ひをします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 意見がないようですので、それでは採決いたします。

議案第18号について、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号 大田原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第19号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣君） 次に、日程第6、議案第19号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。
総合政策部長。

○総合政策部長（櫻岡賢治君） 議案第19号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書31ページ、議案書補助資料を御覧ください。改正理由としましては、市長の附属機関として3機関を廃止することに伴い、関係部分を改正するものでございます。

詳細については、総務課長よりご説明申し上げます。

○委員長（高瀬重嗣君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） それでは、新旧対照表によりご説明いたしますので、32ページを御覧ください。

別表第2条関係、市長の部におきまして、大田原市市の鳥選考委員会につきましては、市の鳥の選考が今年度終了したことに伴いまして、当該委員会を廃止するものです。

次に、大田原市緑化顕彰審査会につきましては、平成7年度から緑化顕彰を実施してきましたが、近年市民からの応募が減少していることや個人情報の取扱いが厳格化傾向にあることから事業の終了により、審査会を廃止するものです。

次に、大田原市立地適正化計画策定委員会につきましては、今年度内に計画の策定が完了することから、当該委員会を廃止するものです。

議案書30ページにお戻りいただきまして、附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行する旨規定いたします。

以上で議案第19号の説明を終わります。よろしくお願ひします。

○委員長（高瀬重嗣君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

意見があればお願ひをいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 意見がないようですので、それでは採決いたします。

議案第19号について、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号 大田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第20号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（高瀬重嗣君） 次に、日程第7、議案第20号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

総合政策部長。

○総合政策部長（櫻岡賢治君） 議案第20号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書37ページ、議案書補助資料を御覧ください。改正理由としましては、令和元年9月定例会において会計年度任用職員制度に係る条例整備に合わせて一部改正議案を上程し、ご議決をいただいたところでございますが、その後本条例に定める職の新設、変更、廃止することに伴い、関係部分を改正するものでございます。

詳細については、総務課長より説明させます。

○委員長（高瀬重嗣君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） それでは、新旧対照表によりご説明いたしますので、38ページを御覧いただきたいと思ひます。また、併せまして40ページの本条例の概要も参考として御覧いただければと思ひます。

別表中、行政改革推進委員会委員につきましても、職務の実態に即しまして報酬水準を見直し、年額から日額での報酬支給に変更いたします。

市の鳥選考委員会につきましても、先ほどもご説明しましたが、市の鳥選考委員が完了したため、廃止いたします。

災害弔慰金等支給審査委員会委員につきましても、同委員会を設置することに伴い、委員の報酬を新たに規定し、報酬の額は弁護士、医師及び大学教授等で月額1万5,000円とします。

公共交通アドバイザーにつきましても、従事回数などの職務の内容を見直し、報酬の額を月額3万円から1万5,000円に変更いたします。

緑化顕彰審査会委員につきましても、先ほどもご説明しましたが、事業終了に伴い、廃止いたします。

39ページに移りまして、立地適正化計画策定委員会委員につきましても、こちらも先ほどもご説明しましたが、年度内に計画の確定が完了するため、廃止いたします。

教育情報企画監につきましても、学校教育に関する情報化施策について調査、助言等を行う職を新設するもので、報酬の額は月額25万円以内で、市長が定める額とします。

市民憲章推進委員につきましては、当初の目的を達成したため、廃止いたします。

また、第16条としまして、大田原市ふれあいの丘設置及び管理に関する条例につきましては、陶芸指導員を廃止するため、同条例第5条の陶芸指導員の文言を削除いたします。

議案書36ページにお戻りいただきまして、附則としまして、この条例は公布の日から施行する旨規定いたしますが、令和元年9月議会で既に議決を受けております本条例の一部改正については、まだ施行されておきませんので、今回の改正内容を溶け込ませるために、公布の日から施行すると規定いたしましたが、実際の適用日は令和2年4月1日となります。

以上で議案第20号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（高瀬重嗣君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

星委員。

○委員（星 雅人君） 中身になります。行政改革推進委員会の委員については、これ実態に伴ってと。実際どれぐらいの日数と人数で見込んでいるのでしょうか。

○委員長（高瀬重嗣君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） 現在行政改革推進委員会の委員につきましては、定員20名のところ19名となっております。年額5,000円ということで、現在その会議が年1回行っているのですが、会議に出席するしないにかかわらず、年額5,000円ということになっておりますので、この辺も踏まえまして改めたいと考えております。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） 星委員。

○委員（星 雅人君） 実際に増額になるというか、その1回の会議ということ自体は変わらないということですか。

○委員長（高瀬重嗣君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） 実は今行政改革大綱が令和2年度までの計画期間ということで策定されておきまして、令和3年度からの大綱を令和2年度中に策定に向けて準備をしたいと考えております。その場合には、例年推進委員会は年1回ということなのですが、その策定に係る会議ということで、予定としましては3回程度考えております。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） 前田委員。

○委員（前田則隆君） 公共交通アドバイザーというのは、これはどういう、人数とどのぐらいの回数の業務の回数があるのでしょうか。

○委員長（高瀬重嗣君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） 人数は1名になります。また、こちらの公共交通アドバイザーにつきましては、大田原市のほうで計画の策定、所管するのが生活環境課になるのですが、そちらのほうで策定します計画あるいは設置の理由として要綱があるのですが、そちらでは大田原市の地域の特性、実情に応じた最適な移動手段を市民に提供するためということで、担当課のほうで必要に応じましてアドバイスをいただくという形になっておりますので、会議については実際今年度につきましては6月と12月ですか、不定期とい

うことで、年3回程度は予定しているのですが、そのような形で会議のほうにもアドバイザーという形で出席、日程に都合がつけば出席していただくという形でアドバイスを受けております。

以上です。

(何事か言う人あり)

○総務課長（渡邊和栄君） 今委嘱している方につきましては、福島大学の准教授となっている方で、そちらの専門の先生ということになっています。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかに。

中川委員。

○委員（中川雅之君） 今回その教育情報企画監ということで新しく設置することになりますけれども、その仕事内容と、まずその勤務時間というものをお願いいたします。

○委員長（高瀬重嗣君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） この令和2年4月1日から大田原市教育情報企画監の設置に関する規則ということで制定しまして、その後所管がこれは学校教育課になりますが、具体的にどういう業務を担うかあるいは勤務の日数、こちらにつきましても、まだ具体的にできておりませんので、その業務内容に応じてどのような形で勤務していくかということで決められていくということで、今のところは未定となっております。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） 中川委員。

○委員（中川雅之君） そうしますと、その4月1日からという形なのですが、それまでには見つけるという形。今回予算で来年度予算なんかを見ると、多分月額25万円以内となっておりますけれども、300万円ほど予算も取っているという形なので、その辺も含めても4月1日から一応設置するという形でよろしいのか。

○委員長（高瀬重嗣君） 総務課長。

○総務課長（渡邊和栄君） 今の予定としましては、4月1日に委嘱という形になるかと思います。あとはGIGAスクール構想ということで、こちらのほうの国の動き等もありますので、その辺で学校教育課のほうでも具体的に今のところ明確な勤務日数とかも定められていないかと思うのですが、当然4月1日に委嘱することになりますので、それまでにはある程度の勤務体系というのですか、そちらのほうは方向性が出てくるかと思っております。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長（高瀬重嗣君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

意見があればお願いいたします。

(「なし」と言う人あり)

○委員長（高瀬重嗣君） 意見がないようですので、採決をいたします。

議案第20号について、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(高瀬重嗣君) 異議なしと認めます。

よって、議案第20号 大田原市特別職の職員等で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件については終了いたしました。

これにて当常任委員会を散会いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時23分 休憩

午後 4時14分 再開

○委員長(高瀬重嗣君) 会議を再開いたします。

ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより総務常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日は参考人として櫻岡総合政策部長と渡邊総務課長にも同席していただきます。

◎修正案の協議について

○委員長(高瀬重嗣君) それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、修正案の協議についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

係長。

○事務局(宇津野 豊君) 私から説明させていただきます。タブレットの準備が間に合わなかったので、紙ベースで申し訳ございませんが、日程と、それから18日本会議の流れ、それから議案17号を紙ベースで用意させていただきました。

先ほどの総務常任委員会の中で第17号について、総務常任委員会として修正案を提出するというようなご協議をいただきましたので、これからその内容について進めていただきたいというふうに考えているところでございます。

18日本会議での修正案を提出する場合の流れでございしますが、簡単に説明させていただきます。この17号は、日程第2の15号から31号までの一括上程の中に含まれておりますので、まず総務常任委員会委員長の報告から始まります。15号から始まりまして、建設産業常任委員会の31号まで、それぞれ委員長の報告を行います。議長の以上で委員長報告を終わりますの後に、議長から議案第17号について修正の動議が提出されております。提出者の説明を求めます。これ高瀬議員と書いてありますが、ここもご協議いただきたいところですが、修正動議の概要説明をしていただきます。議長から説明が終わりましたので、委員長報告及び修正案に対する質疑を行います。

この委員長報告というのは、議案第15号から31号までも含まれておりますので、これと一緒に修正案の

質疑を進めてまいることになります。その後、質疑応答ということで、これは執行部からの答弁を求めることではなくて、議員間、質疑者と提出者との間のやり取りになります。質疑がなくなった時点で質疑を終了し、討論の通告はありません。それでは、順次採決いたしますということで、これも一括議題なので、議案第15号から採決します。

それで、17号にたどり着いたときに、次に、議案第17号に対する修正案について採決いたしますということで、原案より前に修正案の採決を行うことになります。本修正案に賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンをということで、賛成が少数の場合は修正案は否決になります。その後に第17号の原案の採決をして、多数であれば原案のまま可決ということになります。逆に修正案が多数の場合、修正案に賛成する議員が多数の場合は、よって、修正案は可決されましたとなりまして、次のページに移りまして、修正案は可決されましたが、執行部から提出された17号の原案はまだ可決されておられませんので、ここで改めて採決をいたします。ですから、このときには賛成少数にならないといけないわけです、通常は。というような流れになります。

以下、17号が終わりましたら18、19、20と一括採決に進んでいくというような流れになるかと思われます。

以上で当日の流れの説明を終わりましたので、内容の検討課題をよろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

流れは大体分かっていただけたと思うのですが、話さなければいけないのは、まず17号をどう修正するかということですね。それに関して皆様の意見をお願いします。

先ほどの総務常任委員会の中では、この議案第17号における市長等の給与に関する条例の中の金額に関しては問題にはならなかったと思います。一番問題になったのは、4行目の「当分の間」というところだとは思いますが、ここをどのようにするのが適当でしょうか。皆様の意見をお願いをいたします。

これは修正案というのは我々が完全に決めたほうがいいですよ。たたき台はありますか。

事務局。

○事務局（宇津野 豊君） この場で修正案を提出するかどうかも含めて決めていただきたいと思います。条例に関することですので、その文言の取扱いということもありますので、参考人として部長と課長に来ていただいていますので、その辺を含めて進めていただければと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（高瀬重嗣君） それでは、まず修正案を出すかどうかということをお諮りをしたいと思います。

質疑はございませんか。皆さんの中で何か言っていただいたほうが、修正案を提出する、提出しないということに関してですが、星委員。

○委員（星 雅人君） 先ほどの否決ということも含めて、修正案を提出する方向でいきたいと思っています。

○委員長（高瀬重嗣君） 修正案を提出するということでご異議ございませんか。

（「異議なし」「異議あり」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） この場合はどうする。異議ありの場合には起立採決ですね。

星委員。

- 委員（星 雅人君） ちなみにこれは委員会として出すというケースと、あと有志の議員で出すというケースがあり得るかとは思いますが、その議論も一応したほうがいいのかなと思います。
- 委員長（高瀬重嗣君） はい。
- 委員（引地達雄君） 委員会って有志になるの。委員会の議題が有志にできる。
- 委員長（高瀬重嗣君） 総務常任委員会として出すということですね、ここで話すということは。
- 委員（引地達雄君） 有志で出すのなら委員会でいい。
- 委員長（高瀬重嗣君） うん。
- 委員（引地達雄君） ということは、反対の人が入っていいということなのかい。有志で出すって。有志で出すってそういうこと。そこがはっきりしない。
- 委員長（高瀬重嗣君） 中川委員。
- 委員（中川雅之君） 議案17号に対しては委員会の中で、やはりその否決という形でそこで多数で否決になったので、やはり委員会としてきちんとした形で出すことがいいのではないかなとは思っているのですが、委員会名です。
- 委員長（高瀬重嗣君） もちろんこれ予算に関わることで、かなり大きな額面になりますので、その条例案を否決をしたというだけでは責任が果たせないと思います。内容等に関しては、我々としてはあまり差はなかった。期間に関して当分の間ということをして市長の任期中ということですが、先ほどの委員会での皆さんの意見ということだったと思いますが、その際に総務常任委員会として出す。中には反対の方もいらっしゃると思うのですが、この反対の方がいる場合に、全員が賛成では出ないと思うのですが、その場合には例えば総務常任委員会からA委員だけ賛成に入っていないということはあるのでしょうか。
- 事務局（宇津野 豊君） 先ほどの協議では、総務常任委員会からというようなご協議で止まっていたかと思うのですが、委員会には少数意見の留保という制度がございます。ですから、通常委員長報告、総務常任委員長報告をして、その後、今度修正案の説明をするわけなので、流れ的には総務常任委員会では少数意見としてこういう意見があったというような文言を添えて、それで修正案を説明するということは十分可能かとは思いますが。
- 以上です。
- 委員長（高瀬重嗣君） その際の提出者の扱いというのはどうなりますか。
- はい、係長。
- 事務局（宇津野 豊君） 委員長になるかと思われます。
- （何事か言う人あり）
- 事務局（宇津野 豊君） 議会運営の実務用例などを参考にしての発言なのですが、委員長がその委員会の決定に反対の場合には、委員長報告の際に少数意見の留保を添えて報告することができるまたは委員長報告は委員長報告として、委員長報告を副委員長が行い、少数意見の留保を委員長が行うことができるというような事例がございます。
- 以上です。
- 委員長（高瀬重嗣君） 私が少数意見を留保した場合には、副委員長に。

自分の意見を表明するというのも変なのかな。私の意見としましては、先ほど皆さんと審議を重ねたときに、この条例案の内容自体が問題になったわけではなくて、結局当分の間、繰り返しになりますが、当分の間というところが問題になったと認識をしています。

ですから、この条例は必要な条例だと思いますので、この部分だけ修正をかけるということに関しては、何が何でも反対ということはないです、私は。

ほかに皆さんの意見ございますか。

○委員（引地達雄君） あくまでも2年にこだわる。任期までこだわる。

○委員長（高瀬重嗣君） それについて皆さんとちょっとお話をしたいと思いますが。

○委員（引地達雄君） 例えば1年とか。

○委員長（高瀬重嗣君） お伺いしましょうか、皆さんに。

中川委員。

○委員（中川雅之君） 先ほど委員会の中でも話が出たと思うのですが、本会議の中でもある程度3年ぐらいかという形で市長答弁もあったということも含めて、だったら任期2年ぐらいしかあと残っていないものだから、だったらやっぱり3年というのであれば、実質的には次の誰が市長になるかも分らないけれども、もし替わった場合でも次の市長にはそのものは受け継がないような形でそこできちんと完結できるように、今回はその日にちを変え、決定していかないと、その辺はいけないのではないかとということとで始まったことではあると思うので、私はやっぱり市長の任期までという形でいいのではないかなと思っているのですが。

○委員長（高瀬重嗣君） はい。

○委員（引地達雄君） 参考までに部長が来ているけれども、これ1年1年。

○委員長（高瀬重嗣君） 総合政策部長。

○総合政策部長（櫻岡賢治君） 私、前の総務常任委員会のとときに、要するに財政状況が悪いので、財政状況が好転する頃というようなお話を差し上げたと思うのですが、その財政状況というのは毎年度毎年度予算を編成していくわけですから、前野委員からは今後予算が好転することはなかなか考えられないのではないかとこの話もございましたけれども、それは毎年毎年行財政改革をやった結果によって、どのような歳出なのか、歳入なのかというのは分からないわけですから、だとするならば、単年度で1年間はそうしますよ。翌年度はまた予算編成のとときに、やはり財政状況がよろしくないねということであれば、また20%なり30%なりというそのときそのときにパーセントに応じて、役所は単年度会計ですから、単年度ごとにやっていったほうがよろしいのではないかとこのふうを考えます。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） 引地委員。

○副委員長（引地達雄君） 今のでいきたいと思います。

○委員長（高瀬重嗣君） 参考にお伺いしたいのですが、管理職手当に関しては1年という期限がついていると、1年。その場合にはその附則なり、その文言は庁内の・・・。

総合政策部長。

○総合政策部長（櫻岡賢治君） もともと管理職手当については規則、条例ではないので、規則の改正を行

うのですけれども、今回の規則の改正は1年間という形の規則の改正を行う予定です。既にもう庁議は終わっているのですけれども、で決定しまして、その後例規審査委員会というのがございますので、その例規審査委員会で最終的には決定をするのですけれども、そのようになるということで、管理職手当については1年間ということでございます。

以上です。

○委員長（高瀬重嗣君） というすっきりとした案も出てきましたが、では前田委員。

○委員（前田則隆君） はい・・・。

○委員長（高瀬重嗣君） ほかに表明されていない委員。

星委員。

○委員（星 雅人君） 私もそれで賛成なのですが、基本的には市長の任期というものも分からないですよね。明確な任期。例えば何かの選挙に出馬するみたいなケースとかということが、可能性としてゼロではないということなので、そこも含めると、その単年度の予算がこうであるから、この1年の市長の報酬はこれでいくということに関して、年度というのが一番分かりやすいと思うので、私もその意見に賛成します。

○委員長（高瀬重嗣君） 前野委員。

○委員（前野良三君） 単年度でいい。

（何事か言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 何にもおっしゃっていない委員もいらっしゃる。

大塚委員は。

○委員（大塚正義君） それでいいと思います。

○委員長（高瀬重嗣君） ちなみにその規則のほうなのですけれども、年度内というのはどういう文言になる。

（何事か言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） ちょっと議事は止めます。

暫時休憩します。

午後 4時30分 休憩

午後 4時30分 再開

○委員長（高瀬重嗣君） 会議を再開いたします。

○事務局（櫻岡賢治君） 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間に限り、別表の適用については幾ら幾らですという形です。ですから、令和2年4月1日から当分の間というのを令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に限り、第2条の適用についてはという形ですか。

もう一つ、この市長等の給与の条例をもう一度今年度だけかもしれませんけれども、平成何年度に限り、第2条の適用については何々という場合もあるのです。何年度に限り。今まではそういう形で条例を改正しております。規則については、今言ったように、期間を最初から最後までを言っていますけれども、条例については例えば直近ですと平成19年度に限り、第2条の適用については87万3,000円、76万円、

70万6,000円ですとか、平成20年度に限り、第2条の適用についてはという形で、年度に限りという形でうたっている、条例改正をしているというのがあります。

○委員長（高瀬重嗣君） 引地委員。

○副委員長（引地達雄君） 予算に絡んでくるのだから、その年度でやればいい。

○委員長（高瀬重嗣君） 中川委員。

○委員（中川雅之君） 3月31日に自然に元に戻るという形、提出しなければ自然に元に戻るという形になればという。

○委員長（高瀬重嗣君） 皆さんの意見は大体出たと思いますので、大塚委員、何かありますか。

○委員（大塚正義君） 特段ありません。その年度によって、年度というのがよろしいかと思います。

先ほどの、やっぱり規則の中には平成19年度に限りだったりとか、逆に日にちを設定しているところが平成22年7月1日から26年の4月7日までとか、その月の途中、先ほどの4月7日とかというのは、任期の話でなっているのだらうと思うのですが、しかしながら年度で切れるということであれば、すっきりとそのほうが文言としてもいいかと思います。

○委員長（高瀬重嗣君） 分かりました。

私がちょっと危惧していることだけ言わせていただきますけれども、令和2年度に限りということの問題はないと思うのですが、これが令和2年度だけ下げて、ほかは元に戻して、そっと戻していいのではないのかというような間違ったメッセージを市民に送ってはいけないと思うのです。市長が頑張って、できれば来年は2割下げるということを出さずに済む状態を頑張っていただくということが趣旨であるので、そこら辺がちょっと今のままだと危惧されるかなと思うところではあるのですが。

中川委員。

○委員（中川雅之君） その中でそういうことの思いも含めてある程度入れることはできないのですか。

○委員長（高瀬重嗣君） シャベレと言われると幾らでもしゃべるのですが。

○委員（中川雅之君） そうすれば、ある程度そこで残る部分というがあるので、できたら提出者の中で思いというか、だからこそやっぱり変えるのだというので、何か入れられる部分があれば、それでいいのではないかなと思うのですけれども。

○委員長（高瀬重嗣君） もう一度整理をさせていただきますと、この17号の条例に関しましては、この条例の中身に関して我々は異を唱えるものではないけれども、この条例、減額の条例を出した場合に、戻すところが、例えば次の任期の市長さんを迎えるときに難しくなる。だから、ちゃんと終わりを決めて、しかも財政が改善するように、我々も協力しますが、執行部のほうでも頑張っていただいてというのを2つ織り込みながら、この部分を当分の間ではなくて、ちゃんと期限を切る形にするという修正案を我々のほうで提出したいと思うのですが、引地委員、これだったらどうでしょう、内容的には。

○副委員長（引地達雄君） 内容を決めてというのは厳しいな。

○委員長（高瀬重嗣君） 終わりを決めても厳しいということ。

○副委員長（引地達雄君） いや、だから次年度のほうがあり得ることだと思ってくれる。

○委員長（高瀬重嗣君） 次年度、要するにこれを出して、まだ財政が改善していないということになると、1年後の予算委員会でもたこのたびの条例案が出てくるということですよ。それで問題はないのですか。

それでは、皆さんの意見は大体まとまったと思うのですけれども、まず修正案を提出する、今お話をしたこの当分の間というところを令和2年度に限りということで修正案を出すということ自体、皆さんご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(高瀬重嗣君) はい、分かりました。ご異議ないものと認めます。

具体的な内容について、それから話さなければいけないのは、まず修正案の内容と、それから先ほどの事務局からの説明でもありましたけれども、要するに高瀬重嗣議員をはじめというところも話合いですよ、これは。提出者のことについても、提出者は総務常任委員、内容のほうが先かな。

文面とすると、事務局、これは先ほど言ったように、令和2年4月1日から当分の間というところを4月1日以降ですか、どこから切ればいいのか。最初から……

○事務局(櫻岡賢治君) 令和2年度に限り、第2条の適用について。

○委員長(高瀬重嗣君) 令和2年4月1日から当分の間を令和2年度に限りと直すことになります。という内容の修正案を出したいと思います。

それから、提出者について、事務局、ちょっと説明をお願いします。

○事務局(宇津野 豊君) ご協議ありがとうございました。

それでは、今後の流れなのですけれども、最終日に議員案が1件提出されることになるかもしれませんので、議会運営委員会を最終日の9時から開催する予定でもございますし、それからその前段階での議会運営委員会を16日に今予定しているところなのですが、その議会運営委員会に総務常任委員会からの修正の動議ということで上程させていただきたいというふうに考えております。12分の1以上なので、常任委員会として成立しておりますので、議会運営委員会にまず諮らせていただきたいというふうに考えております。

それから、委員長報告、それから修正案の説明につきましては、今のご協議内容を加味しますと、高瀬委員長が委員長報告も、それから修正案の概要説明もするのがきれいな筋かなというような気がするのですが、ご協議をお願いいたします。

○委員長(高瀬重嗣君) 今ありましたけれども、私自身が説明するというだけでも大丈夫ですね。私がやらなければ駄目ですよ。ご異議ございませんね。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(高瀬重嗣君) それでは、私とその修正案の説明をいたします。

両方否決なんていうことはないのですよね、さっきの流れの中では、可能性としてはあるのか。まともであれば大丈夫ですね。

○委員(中川雅之君) 意外と何にもなくても討論あるのではないかなという。この修正しなくても、意外と討論はある可能性がこういう報酬に対してはあった場合というのはどうするのかと、すみません。

○委員長(高瀬重嗣君) でも、賛成討論、反対討論が……

○委員（中川雅之君） 賛成討論、反対討論という形なので、もしそうなった場合でもどうなのかなと思っている。

（何事か言う人あり）

○委員（中川雅之君） いや、本会議で、本会議で。

（「ほかの人が」と言う人あり）

○委員（中川雅之君） ほかの人が修正してもしなくてもこの文言に対しては、やっぱり報酬に対してという形での何か出てくる可能性はないのかなと。その辺も含めて考えなくてはならないのかなと思っています。

○委員長（高瀬重嗣君） 引地委員。

○副委員長（引地達雄君） 直しても直さなくても反対討論は出ますから、出たら出たでその文言を考えればいいのではないですか。

○委員長（高瀬重嗣君） それでは、これ修正案の文面というのは作らなくて大丈夫なのですか。係長。

○事務局（宇津野 豊君） 大幅な変更であれば、またちょっと見ていただいてということも考えてはいたのですが、今の1カ所だけなので、これは事務局に加除は任せていただいてもよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う人あり）

○事務局（宇津野 豊君） 再度確認しますが、令和2年4月1日から当分の間、ここの部分を令和2年度に限りということで修正させていただいて、修正案の概要説明の際にパネルですね、議場のパネルには映し出すと、ここの部分だけ。この新旧対照表のここの部分だけでよろしいかと思うのですが、ここの部分を映し出すというようなことで進めたいと思いますが、もしご了解いただければそのように進めたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（高瀬重嗣君） ただいまの事務局の説明にご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（高瀬重嗣君） 異議なしと認めます。

この加除を令和2年4月1日から当分の間というところを令和2年度に限りということで修正案を事務局をお願いをしたいと思います。

ほかに話し合うところは大丈夫ですか。

（発言する人なし）

◎閉 会

○委員長（高瀬重嗣君） 長時間の審査ありがとうございました。

以上で総務常任委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

午後 4時41分 閉会